

②景観配慮事項

ア 建築物、工作物の新築（新設）、増築、改築、移転、外観の変更

項目	基準
門扉、擁壁等	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【Bゾーン】湯道に面して、寒冷紗等の遮蔽物の設置を控えるとともに、やむを得ず設置する場合は、必要最小限の規模とし、自然素材の活用、材質感の工夫、落ち着いた色彩の使用などにより、周辺の景観と調和するよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 【Bゾーン】外構に屋外照明を設置する場合は、ネオンなどの激しい動光を伴う照明の使用を控え、できるだけ暖かみのあるあかりを使用する。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 敷地内の既存の庭木や生垣などの樹木はできるだけ保全する。 <input type="checkbox"/> 宿泊施設や店舗などの多くの人が集まる施設では、主要な出入口に樹木、植木鉢、フラワーポットなどを設置し、おもてなしの雰囲気や季節感の演出に努める。 <input type="checkbox"/> 道路や河川などの公共空間に面する場所の積極的な緑化に努める。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 低層部での設置を基本とし、集約化・小規模化に努める。 <input type="checkbox"/> 反射性のある素材は控え、木などの自然素材の活用が望ましい。 <input type="checkbox"/> 特に歴史的な景観資源に近接する場合は、大きさ、色彩に留意する。 <input type="checkbox"/> 点滅式照明や可動式照明（回転灯など）の使用を避ける。また、ネオンやLEDなどの光源そのものが表示物となるものの使用は控える。 <input type="checkbox"/> 建築物の壁面に自家広告物以外の屋外広告物を設置しないよう努める。※ <input type="checkbox"/> 屋外広告物の高さ、形態、色彩、意匠は、建築物、周辺の景観と調和するよう努める。※ <input type="checkbox"/> 屋外広告物の地は、自然素材またはダークブラウンを使用し、全体で3色以内となるよう努める。

注1) ※の記載のある基準は、市内全域において大規模建築物等に適用される基準と同等のものです。

③その他

湯ヶ島地区の一部は、富士箱根伊豆国立公園の特別地域に位置付けられているため、自然公園法に基づく許可が必要となる場合があります。許可を要する行為は、建築物の規模等について、「富士箱根伊豆国立公園（伊豆半島地域）管理計画書」の「許可、届出等取扱方針」に従う必要があります。